

## 第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

### 1 群馬県が行う文化財の保存・活用等の計画及び取組

文化財の保存・活用の基本方針を踏まえ、群馬県として行う事業の計画や将来的な取組について以下に記す。

#### (1) 地域の文化財の把握と適切な保存・活用の推進

##### ① 文化財の把握に向けた調査

・県指定に向けた調査や全県の調査が必要な分野について、短期的・中長期的な計画を立案し実施する。

これまでの群馬県の取組 群馬県では、これまでに中世城館や近代化遺産、歴史の道、近代和風建築などについての総合的な調査を行い、これらの成果を基に文化財指定を進めてきた。近年でも、全県を網羅した調査として、平成24～28年度（2012～2016）に古墳総合調査、平成26～28年度（2014～2016）に無形の民俗文化財「ぐんまの粉食文化・オキリコミ」の調査、令和元～2年度（2019～2020）に近世寺社建築総合調査を実施した。また、県が直接管理する史跡上野国分寺跡では平成24～28年度（2012～2016）に発掘調査を実施し、平成30年度（2019）に「史跡上野国分寺跡保存活用計画」を策定した。

各専門分野における調査としては、文化財保護審議会専門部会による指定候補文化財の調査を概ね年2回実施し、その中から、次世代に伝えるべき特に重要な価値を有するものを県指定文化財または県登録文化財としている。特に県登録文化財に関しては、指定制度よりも緩やかな規制のもと、より多くの文化財の保護を図ることを目的とし、登録を進めている。

このほかに、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の包括的保存管理、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」の活用、平成23年度（2011）に群馬県が創設した「ぐんま絹遺産」の登録・活用に取り組んでいる。

今後の群馬県の取組 今後は、実態が不明確なため指定や登録が進んでいない分野や、損壊や滅失の危険性が高くなっ



古墳総合調査（沼田市奈良古墳群）



近世寺社調査（前橋市産泰神社）

ている文化財について悉皆的な調査を行う必要がある。特に古文書や歴史資料、有形の民俗文化財、近代の養蚕農家等はその危険性が高く、市町村や民間団体等と連携しながら計画的な実施が必要である。文化財保護審議会専門部会委員の調査とともに、外部の専門機関・専門家・大学等への調査委託も検討し、短期的・中長期的な計画の立案と実施に努めていく。

## ② 指定・登録等による保護

- ・国や県指定・登録にふさわしい価値を持つ文化財については、所有者や市町村等と調整し、指定・登録等に向けた取組を推進していく。
- ・建造物や史跡・名勝・天然記念物については、指定文化財の周辺環境や景観にも考慮して保護の対策を取る。

**文化財の指定と登録** 文化財の指定は、文化財を保護する基本的な方法である。法律や条例によって現状変更の制限等の規制をする制度であり、その価値に応じて国・県・市町村の指定がある。国指定文化財の修理等については、所有者や管理団体への国の補助制度があり、県でも国・県指定文化財に係る補助制度を設け、文化財の保存・活用を支援している。文化財を保護する上で実効性の高い手段であり、ふさわしい価値を持つ文化財については、積極的に指定を進めていく。また、文化財の登録は、指定よりも規制が緩やかな文化財の保護の方法である。登録制度は、従来国のみのものであったが、群馬県では令和6年（2024）4月1日に文化財の登録制度を創設した。県では、制度の趣旨を踏まえ、登録制度の活用を推進していく。

群馬県は、近世以降養蚕が盛んとなり、世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、養蚕に関する有形・無形の文化財が、本県を特徴付けるものとして今後の活用が期待されている。群馬県独自の登録制度「ぐんま絹遺産」についても、各資産の内容や価値



群馬県登録文化財 上毛かるた関係資料の一つ  
絵札の原画



国重要文化財 曹源寺栄螺堂（太田市）



国重要文化財 臨江閣別館（前橋市）

付けを検討し、指定や登録等につなげていく。

この他にも、県内には国・県指定や登録にふさわしい文化財が多数残されており、それらを指定や登録につなげる取組を推進していく。平成30年（2018）に国の重要文化財に指定された太田市曹源寺の栄螺堂は、県の補助事業による修復後に指定を受けたものである。前橋市の臨江閣と塩原家住宅、高崎市の旧新町紡績所も、前橋市や高崎市による調査や修理が行われたのちに国重要文化財に指定された。調査によって判明した新たな価値や、修理・整備による価値の磨き上げが国の指定につながった好例であり、今後も指定や登録を視野に入れた計画的な保存整備や調査を行っていく。

**周辺環境や景観も含めた保護策の検討** 指定・登録を受けている建造物や史跡・名勝・天然記念物については、所有者や管理団体に対し、確実な保存と効果的な活用を見据え、周辺の環境や景観とあわせた保護策の検討を促していく。特に世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」についてはその価値を損なわないために緩衝地帯を確保することが求められており、それぞれの資産において適切な保護の対策を推進支援していく。

### ③ 適切な修理・整備の実施

- ・所有者や管理団体が行う国・県指定文化財の修理や整備事業に関し、財政面での支援とあわせて、それに伴う指導・助言等の支援を行う。
- ・国・県指定文化財の修理や整備に対する需要の実態を把握し、中・長期的な計画を立案してその着実な実施に努める。

県は、国・県指定文化財の保存修理や整備に関し、事業者や地元市町村と連携を図り、事業の円滑な進捗やその後の適切な管理活用が行えるよう支援を行っている。それらの事業に対しては国と県の補助制度があり、財政面からも事業者である所有者、管理団体等を支援している。

補助金の交付は、国指定文化財は原則国庫補助が50%であるが、過疎地をその区域とする市町村は65%、個人法人が事業者となる場合は補助率が最大85%まで上乘せされる。県の補助制度では、県指定文化財の保存修理に対して補助金を交付しているほか、国補助事業に採択された事業に対しても一部補助している。

大規模な建造物の修理や史跡の整備には多額の経費がかかるため、毎年県内市町村に対して今後数年間の計画について照会し、財政状況や修理の緊急性等を勘案して計画的に事業を進めるように努める。

### ④ 活用と情報発信の強化

- ・県や市町村、民間団体等が連携して文化財の活用や情報発信を行う。
- ・多様な媒体を利用した幅広い情報発信を行う。
- ・県が直接管理する文化財の活用と情報発信に努める。

関係する群馬県部局 県では、令和2年度組織改正において、「ぐんま暮らし」のブランド化により移住促進を図るとともに、文化・スポーツにより活力ある地域づくりを推進するため、「地域創生部」が新たに設置され、文化財の保存・活用を地域づくりに活かし、文化行政の一体的推進を図るため、文化財保護課を教育委員会から同部に移管した。さらに令和2年度組織改正において、「ぐんま暮らし」のブランド化により移住促進を図るとともに、文化・スポーツにより活力ある地域づくりを推進するため、「地域創生部」が新たに設置され、文化財の保存・活用を地域づくりに活かし、文化行政の一体的推進を図るため、文化財保護課を教育委員会から同部に移管した。さらに令和8年度（2026）組織改正において、県が誇る文化遺産の保存・活用を一体的に推進するために、文化振興課から世界遺産及び歴史遺産業務を移管し、課の名称を文化遺産課に改称した。引き続き教育委員会と密接な連携を図りつつ、文化振興課及びその所管にある歴史博物館との連携をさらに強めていく。

文化遺産課では、上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）や観音山古墳（高崎市 国史跡）、埋蔵文化財調査センター等を活用した情報発信事業を行い、いずれも学校教育や生涯学習の場として利用されている。また、これまでに実施した各種の調査成果を基に一般向けの冊子やパンフレット、小学校教員向けの指導マニュアル、スマートフォン用の多言語対応アプリ等を制作し、調査成果の活用と情報発信を行っていく。さらに、東国文化周知事業として、中学生に向けた東国文化副読本の作成やイベントの開催等を通じ、群馬県の歴史・文化について広く情報発信を行っている。また、富岡製糸場をはじめとする世界遺産を構成する4資産や日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」の構成資産の価値の発信や活用、ぐんま絹遺産の登録・活用に取り組むとともに、民間団体と連携した各種情報発信等を行っている。

歴史博物館では、常設展示と年数回の企画展等により、本県の歴史を分かりやすく展示している。展示品には指定文化財も多数含まれ、その中でも国宝展示室に常設展示されている国宝「群馬県綿貫観音山古墳出土品」は圧巻であり、観覧者に本県の歴史の豊かさを印象付けている。

世界遺産センターでは、ここを拠点に構成資産を管理する市町と連携しながら、専門家や民間団体と一体となって調査研究と情報発信を行っている。

教育委員会が所管する県立文書館では、収蔵する文書を中心とした展示や、古文書講座や講演会の開催等の普及啓発事業を行っている。県立図書館では、蚕糸業に関する資料や絵図・古地図・



群馬県埋蔵文化財調査センター 発掘情報館



群馬県立歴史博物館 国宝展示室

古写真等の地域の資料を積極的に収集・保存するとともに、それらをデジタルアーカイブ化してホームページで公開し、広範な活用と情報発信を図っている。

この他、観光リトリート推進課やメディアプロモーション課等の他部局の関係各課においても文化財の活用や情報発信を行っている。また、財産有効活用課が管理している国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも前橋市）は、現役の施設として利用されているが、多くのテレビドラマ等のロケ地としても知られているほか、eスポーツ・クリエイティブ推進課に設置されたぐんまフィルムコミッションにおいて、県内の文化財での撮影利用の調整が図られている。

**多様な媒体の活用** かつては、史跡の現地や博物館展示室等での情報発信は、紙媒体によるものが主体であったが、現在ではスマートフォン等デジタル端末の普及によりホームページや各種SNSからの情報発信が盛んになってきている。これまでに群馬県では複数のホームページやアプリを公開しているが、今後も時流に合った多様な媒体を活用した情報発信にも力を入れ、より多くの人が、現地を訪れて本物に触れるような仕組みを構築する。県では、令和2年度より県公式動画サイト「tsulunos（ツルノス）」での文化財普及啓発に関する動画を各関係部局が自主制作し、配信を行っている。

## （2）文化財の保存・活用の体制強化

### ① 人材育成

- ・県の文化財保護行政を担う専門職員を継続的に確保し、各種研修への参加や人事異動により、幅広い知識と見識を持つ人材の育成を目指す。
- ・市町村の体制整備や専門職員の育成、地域住民等と連携した地域の担い手育成等の取組を支援していく。
- ・地元大学や機関、企業・団体との連携を推進する。

**県における体制整備** 県の文化財保護行政は、考古学を専門とする選考採用職員を軸に、一般行政職と教員職の職員が担当している。選考採用職員は、平成12年以降、長期間新規採用がなかったため、年齢構成に偏りが生じており、その知識と経験、技能を継承することが難しい状況にあった。群馬県では、このような年齢構成の偏りを是正し、将来にわたって文化財保護を適正に行えるように、平成25年（2013）から新規に専門職員の採用を始めている。令和6年度までに6人を採用したが、今後も職員の採用を含め効率的かつ効果的な体制が整うよう努めていく。

これらの職員には、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種会議、研修会への参加を通して、幅広い分野の知識や技能を習得させていく。また、将来、本県の文化財保護行政全般を支えていく人材としての成長が望まれることから、文化遺産課、埋蔵文化財調査事業団だけでなく、県立歴史博物館、県立文書館、県立図書館、文化振興課等とのつながりの中で業務経験をつみ文化財の保護と活用の幅広い見識を持つ人材として育成していく。この他の分野を専門とする職員についても県立の各種博物館の学芸員として採用するなどして確保に努めるとともに、知事部局及び教育委員会に在職する各分野の専門教育を受けている人材を把握し、必要に応じて関係部局に配置できる体制を整える。

市町村における体制整備 市町村においても、専門職員の配置を含む体制整備やその後の人材育成が重要であり、人事交流等も含め、県としてもその取組を支援していく。また、地域住民、民間団体等と連携した地域の文化財の担い手の育成についても、県と市町村が協力し取り組んでいく。

地元大学との連携 県内での専門職員不足に至った要因の1つとして、地元大学との連携の希薄化をあげることができる。群馬県における現在の埋蔵文化財の調査や保護の体制の形成は、かつての群馬大学考古学研究室の果たした役割が非常に大きいところだが、現在も地元大学にも地域の文化や文化財に関わる幅広い専門課程があることから、今後積極的に協力要請を行い文化財の専門人材の育成の面でも連携を深めていく。

## ② 庁内の連携強化

・県政の振興に向けた効果的な保存・活用を行うため、庁内関係部局のより一層の連携を図る。

今後の文化財の保存・活用や情報発信の取組は、庁内の関係する担当部局が連携して行い、より一層の効果を上げるよう努める必要がある。文化遺産課による文化財の調査や修理・整備により磨き上げられた文化財を庁内の各担当課がそれぞれの事業で活用することで、文化財が持つ本物の価値や魅力を十分に発信することができる。県の総合計画においては、県政の多くの場面で文化財の活用が期待されており、県政の目的達成に向け、関係部局で連携して効果的に施策を進めていくことが求められている。今後、文化遺産課が中心となって、関係部局間での情報共有と協力体制を検討する協議会等の設立を目指す。

## ③ 学校連携

・県が管理する文化財や博物館等の学校教育での活用、副読本やマニュアル等の作成、教職員を対象とした講座や研修の実施、児童・生徒が文化財に触れる機会の提供等によって、子どもたちが郷土の歴史文化に愛着を持ち、地域の担い手となるよう育成を図る。

文化遺産課や文化振興課、県立歴史博物館をはじめとする関係機関等で学校との連携事業を行っている。主な内容は、各機関での校外学習や職場体験の受入、出前授業の実施、教職員向けの専門的な講座の開催や研修への協力等である。

文化遺産課は、現任教員を対象とした教員向け埋蔵文化財講座「授業に活かすぐんまの遺跡」を開催し、埋蔵文化財の成果から地域学習・歴史学習等に活かせる素材を授業に取り入れる手法を具体的に考えてもらう研修を実施している。また、児童・生徒が飼育した蚕の繭から取った絹で校旗を作成する取組や、富岡製糸場世界遺産伝道師協会と協力して富岡製糸場の解説や体験学習等を行う学校キャラバンからなる絹文化継承プログラムを実施している。さらに、郷土の歴史

や文化を紹介した東国文化副読本（冊子版・web版）を作成し、県総合教育センターでの新任教職員向けの活用研修などを通じて、県内の小中学校の授業での活用推進を図っている。また、「東国文化自由研究」は、県内の多くの児童・生徒が夏休みの課題として取り組んでおり、身近な文化財への興味・関心を持つきっかけとなるものと期待される。

郷土かるたである「上毛かるた」は、県内の小・中学校の授業で取り上げられ、競技会が開催されるなど、児童・生徒にとって非常に身近な存在であり、郷土の歴史や文化に触れる第一歩となるとともに、群馬県人としてのアイデンティティーの形成に強く寄与している。旧市町村や小学校を単位とした郷土かるたも多く、地域学習の一環として活用されている。

これらの取組は、文化財を学校教育に活用することで子どもたちが本県の歴史や文化の価値を認識し、将来へ継承していこうという意識の醸成を目的とし、将来的な地域の担い手として育成を図るものである。

## 2 群馬県が重点的に取り組むテーマ

これまで述べてきた本県の文化財保存・活用の方針や取組を踏まえ、以下の4点を県が優先的に取り組むテーマとする。

### (1) 未指定や未登録文化財を含む文化財総体の把握

改正文化財保護法では、指定・未指定にかかわらず、域内の文化財の総合的な把握を行った上で、保存・活用のための必要な措置を取るとしている。そのためには、調査が不十分で指定が進んでいない文化財について、悉皆的な調査が必要である。市町村が作成する地域計画では域内の文化財を把握するための調査について記載することとしており、これと連携して未指定・未登録のものを含めた調査を進めていく。現在、調査に係る経費は国庫補助の対象となっており、県としても、計画段階から指導助言を行い、外部の専門人材の紹介など、市町村の取組を積極的に支援していく。

### (2) 国・県指定文化財の保存・活用の推進

文化財の地域づくりへの活用を考えた場合、国・県指定文化財は、その有力な資源となるものであり、市町村と連携して、定期的な修理・整備による確実な保存と、積極的な活用を促していく。県では、国指定史跡の観音山古墳（高崎市）・上野国分寺跡（前橋市・高崎市）を直接管理し、一般に公開している。その他、県が所有もしくは管理している重要文化財の美術工芸品や考古資料等を、文書館や歴史博物館、自然史博物館、近代美術館、埋蔵文化財調査センター等で管理し、展示等に活用している。

このうち上野国分寺跡は、平成24年度（2012）から整備に向けた調査を行い、伽藍配置が従来の想定とは異なっていたことが判明するなどの成果が得られた。



国史跡 上野国分寺跡（前橋市・高崎市 遠景は榛名山）

今後調査成果に基づき、効果的な活用方法を検討していく。

### (3) 蚕糸業を基盤とする各種文化財の調査と保存・活用の推進

本県の歴史文化の特徴として、近世から近代にかけて、蚕糸業の隆盛が文化や産業など多方面に影響を及ぼしてきたことがあげられる。関連する文化財は有形・無形を問わず多岐にわたり、近代養蚕農家や養蚕に関連する民俗資料・古文書・歴史資料等、調査研究が必要な分野も多く残されている。世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」を筆頭に、群馬県を特徴付ける文化財であり、今後一層の調査研究を進め、積極的な保存・活用を図っていく。

県文化遺産課では、その第一歩として令和元年度から令和2年度にかけて「群馬近世寺社建築総合調査」を実施している。群馬県には、養蚕業がもたらした経済力を背景に建造された近世の装飾寺社建築が数多く残されており、それらを訪れることで江戸時代の寺社建築の変遷を知ることができる。これら普遍的な価値を有する文化財の調査の成果は、今後の文化財指定・登録や保存・活用に活かしていくほか、積極的な情報発信により本県のイメージアップや観光振興につなげていく。

寺社調査の後には、引き続き近代養蚕農家や養蚕関連の民俗文化財等の調査を実施したい。

### (4) 災害に備えた体制の整備

群馬県は、近年比較的大きな災害が起きていないことから、これまで災害時の文化財の取り扱いや連携体制等の検討が進んでいなかった。しかし、過去には大規模な火山災害や水害に見舞われており、近年多発している台風等の自然災害を考えると、災害への対応策を準備する必要性が高まっている。

群馬県では、令和2年3月の本大綱施行以降、文化財防災の取組を強化している。

令和2年度には、群馬県文化財保護審議会に新たに防災部会を設置し、専門委員4名（うち1名は審議委員）を委嘱した。令和3年度（2021）には、「群馬県文化財防災ガイドライン」を策定し、一般への普及啓発を目的とした「文化財防災パンフレット」を広く配布している。令和5年度（2023）には、群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会を設置し、関係者間の認識と情報の共有を図っている。令和6年度からは、前年度までに整備されたガイドラインの運用や組織の活動を継続することで、県内の文化財防災体制の強化を図っている。

災害への対応、災害発生時の情報収集及び被災文化財の取り扱いマニュアルの作成、文化財防災マップの整備、市町村や文化財所有者・文化庁及び国の関係機関・近隣都県・関連する民間団体等との連携や支援体制等について、具体的な検討を進めていく。（第6章参照）

なお、今後文化財の広範な活用を進めるにあたり、人災に対応した防犯体制の強化も必要である。